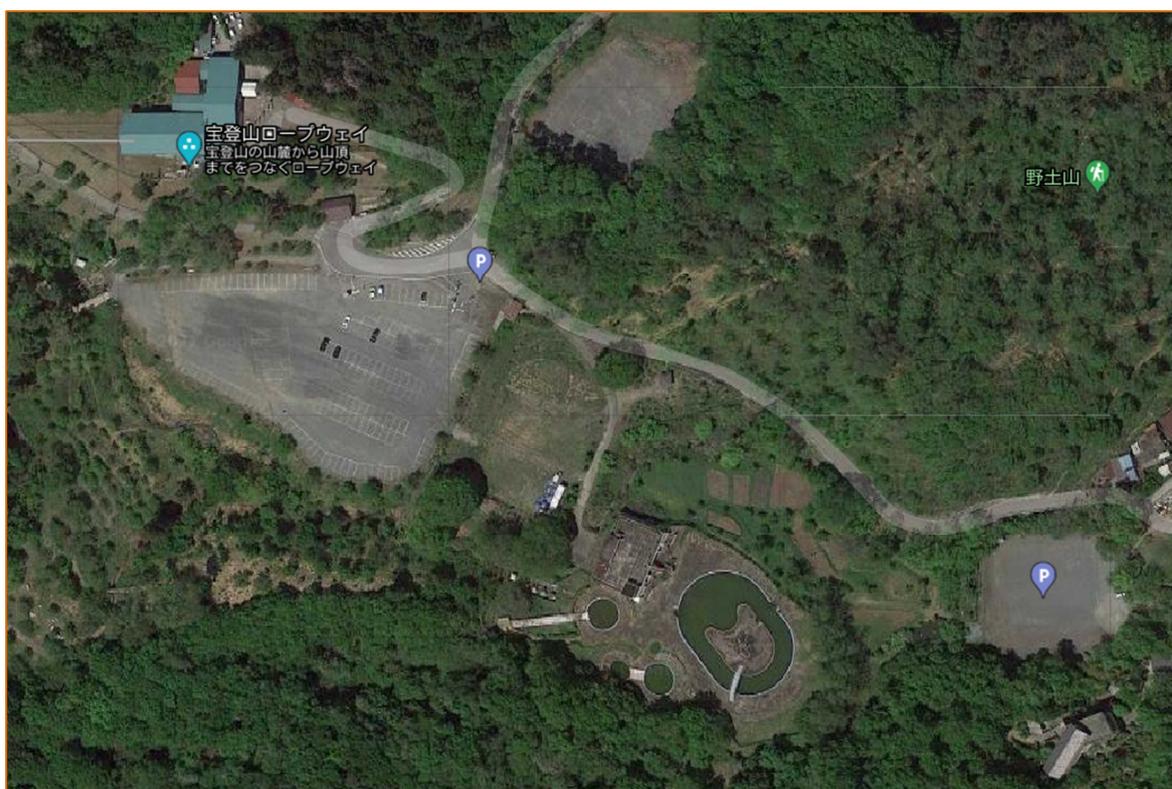


コスモシヨア長瀨跡地等利活用事業 事業者募集要項



令和4年5月

長瀨町

目 次

1. コスモシヨア長瀬跡地等活用事業の趣旨.....	1
2. コスモシヨア長瀬跡地等活用事業の目的.....	1
3. 本募集要項の位置付け.....	1
4. 物件の概要.....	2
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 交通アクセス	
(4) 事業対象土地の概要	
5. 参加資格要件.....	4
6. 募集する提案内容等.....	5
7. 事業形態・契約の種類.....	6
(1) 契約形態・期間	
(2) 土地の貸付料	
(3) 保証金	
(4) 権利金	
(5) 土地貸付料の改定	
(6) 貸付料の発生開始月	
(7) 貸付料の支払い方法	
(8) 借地権の譲渡・転貸	
(9) 定期借地権の再設定	
(10) 期間満了時の取り扱い	
8. 利活用上の条件.....	7
(1) 共通事項	
9. 法的制限等.....	7
(1) 都市計画区域外における規制等	
(2) 供給処理	
(3) 地下埋設物等について	
(4) 看板等の設置や景観への配慮について	
(5) 敷地内道路について	
(6) その他	
10. 応募のスケジュール.....	9
(1) 募集要項の配布について	
(2) スケジュール	
(3) 事業者向け説明会及び現地見学	

(4) 質問及び回答	
1 1. 参加申込み及び応募書類の提出.....	11
(1) 提出書類と期限等	
(2) 応募書類の提出	
(3) 応募書類の提出方法（必着）	
(4) 応募書類に使用する言語等について	
(5) 応募書類の差替えについて	
(6) 応募書類の返却について	
(7) その他	
1 2. 審査に関する事項.....	12
(1) 審査方法	
(2) プレゼンテーション	
(3) 審査結果の公表	
(4) 応募者が1者のみの取り扱い	
(5) 欠格事項・禁止事項	
1 3. 地域説明会.....	13
1 4. その他.....	14
1 5. 担当課・問合せ先.....	14

1. コスモシヨア長瀨跡地等活用事業の趣旨

本事業は、アウトドア事業を通じた長瀨町ブランドイメージの向上につながると考えられる事業提案を求めるものです。コスモシヨア長瀨跡地等の有するポテンシャルを生かし、新たな観光拠点の創出と長瀨町に存在する地域資源との相乗効果により新たな価値を創出しようとするものです。

2. コスモシヨア長瀨跡地等活用事業の目的

本事業は、長瀨町のブランディングを目的とした「アウトドアのまちづくり」のため、多様な地域資源を活用し、地域内外における経済循環の活性化を図ることを目的としています。

3. 本募集要項の位置付け

本募集要項は、コスモシヨア長瀨跡地等活用事業を実施する事業者を選定するにあたって公表するものであり、本事業への提案参加を希望される事業者においては、募集要項の内容を踏まえて、公募に必要な応募書類を提出して頂くことになります。

募集要項の別添資料は、募集要項と一体のもの（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）とします。なお、本募集要項等と本募集要項等に関する質問書に対する回答書に相違がある場合は、その回答書を優先します。

事業の優先交渉権者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式により選定し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。

優先交渉権者は、町との間で契約の締結後に地元説明会を行う等、必要な手続きを行い事業に着手するものとします。

本事業は、公募の募集締め切り後、長瀨町審査委員会による事業者決定手続きを経た後、下記に記載する契約書の締結が必要となります。

土地賃貸借契約書
土地転貸借許可に係る三者協定
事業用定期借地権設定契約

※本事業のアドバイザー業務を株式会社地域デザインラボさいたまに委託しています。

株式会社地域デザインラボさいたまは、株式会社埼玉りそな銀行の100%出資会社（株式会社埼玉りそな銀行は株式会社りそなホールディングスの傘下銀行）です。

4. 物件の概要

(1) 名称

コスモシヨア長瀬跡地等

(2) 所在地

埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 1676 他

(3) 交通アクセス

宝登山ロープウェイ駐車場ふもと
秩父鉄道長瀬駅から徒歩約 15 分

コスモシヨア長瀬跡地周辺の地図



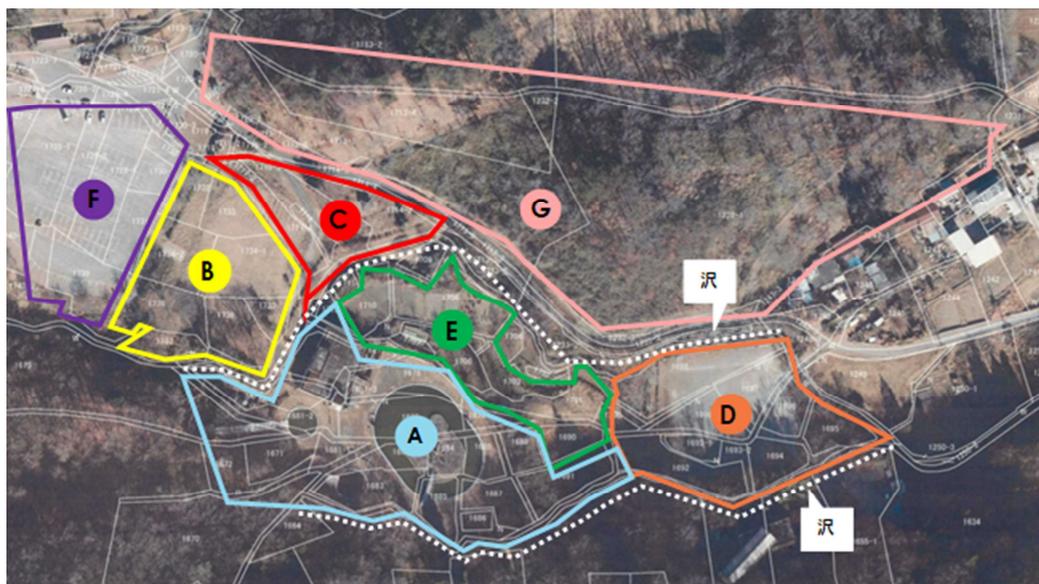
コスモシヨア長瀬跡地等は、宝登山神社近接の宝登山ロープウェイ駐車場のふもとに位置し、観光地として高い集客力を有する秩父鉄道長瀬駅から徒歩約 15 分圏内にあります。また、当該事業地は宝登山ロープウェイから町営駐車場に向かう緩やかな傾斜面に位置しており、宝登山や周辺の美しい風景に抱かれた風光明媚なエリアの中心地を形成しています。加えて、近接する宝登山神社には、その歴史を探訪に、宝登山には蠟梅や梅を鑑賞に、多くの観光客が訪れています。

(4) 事業対象土地の概要

① 土地

地番等 秩父郡長瀨町長瀨 エリア区分ごとに 記載	【A プール跡地エリア】 1671 他、20 筆 【B プールと宝登山駐車場の間】 1732 他、9 筆 【C ロープウェイ側入口エリア】 1714-2 他、3 筆 【D 現町営駐車場】 1694 他、9 筆	約 7,310 m ² 約 3,391 m ² 約 2,072 m ² 約 3,205 m ²
上記合計面積	約 15,978 m ² (公簿面積合計)	
都市計画区域区分	都市計画区域外	
供給施設整備状況	電気、水道、下水又は浄化槽等は全て民間事業者により新設。 令和4年度中に完了した事業(測量・設計、インフラ敷設工事等) に対して3,000万円を上限に補助する。	
権利関係	民間の土地所有者	
法令上の制限	埼玉県立長瀨玉淀自然公園条例自然公園条例第二種特別地域(許可 基準の特例対象区域) ※開発には要許可申請手続き。建築面積2,000m ² 以下・建築物高さ 13m以下・建ぺい率40%以下/容積率80%以下等の規制あり。	
その他	【E プール跡地と道路の間】 1701 他、6 筆 【F ロープウェイ駐車場の一部】 1729 他、10 筆 ※希望面積による 【G 野土山の一部】 1713-1 他、3 筆 上記土地も活用可能性はあるため、当該エリアは民間事業者による 「将来計画を含む任意提案エリア」と位置付ける。 ・敷地内に町道及び赤道(機能喪失)あり。	約 2,126 m ² 約 16,473 m ²

② 土地エリア区分図



※土地、建物面積は測量をしていないため、実際の面積とは一致しない場合があります。

5. 参加資格要件

次の①から⑩の条件を全て満たすこと。

- ① 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6カ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者
- ④ 本募集要項の募集開始の日において、国税、都道府県税、市税及び町税を滞納していない者
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）またはその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ⑦ 暴力団または暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人でないこと。
- ⑧ 法人等でその役員等（法人である場合にはその法人の役員またはその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者または役員をいう。以下同じ。）のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- ⑨ 法人等でその役員等のうちに暴力団または暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、または暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- ⑩ 共同事業体（複数の者が共同して事業を行う場合で、代表事業者及びその構成員からなるもの。提案した事業の実施に連帯して責任を負う。）による参加の場合は、全ての事業者について上記「参加資格」の①から⑩を満たすことが必要となる。なお、構成員との調整を行い市との手続きを行う者（代表事業者）を定めること。

6. 募集する提案内容等

本事業への利活用提案は、その利活用検討エリアとして【4. (4)事業対象土地の概要】を確認のうえ、応募者が自由に設定できることとしますが、提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上でのアフターコロナにおける地域内経済の活性化及び賑わい創出を含む交流人口の増加に資する提案を求めます。

また、本事業への利活用提案は、民間事業者による独立採算事業を基本として、その実施事業に一部町の補助を行うものであるため、民間独立採算事業が成立する範囲内において、以下の機能の提案を求めます。

① 観光に資する機能

本事業地が、町の観光集客及びアウトドアの町としてのシンボルとして機能する提案。

(例：キャンプ場、グランピング施設、アウトドア関連施設、アウトドアと関連するショッピングモール等)

② 地域連携に資する機能

既存の長瀬町の事業者や商店等との連携機能に関する提案。

(例：地場産品を活用したお土産品の開発、事業場所での地場産品の販売や取り扱い等)

※②については、現時点で必ずしも町内事業者との具体的な事業化についての合意形成を求めるものではありません。事業着手前に町が町内事業者との対話の場を設けるなど、連携して事業を進めていただきます。

③ 賑わい創出機能に資する機能

事業用地の全部又は一部に、多くの観光客を呼び込むために一般開放されたエリアを設けるものとし、その賑わい創出についての提案。

(例：複合ショップエリア、飲食店及びその他店舗、バーベキュー場、ドッグラン等)

本事業利活用提案に対する町補助は、令和4年度中に完了した事業（測量・設計、インフラ布設工事など）に対する3,000万円を上限とする補助金を予定しています。

7. 事業形態・契約の種類

本事業は、土地所有者から事業用地を町が借受け、町から事業者へ転貸借する形態を予定しています。

(1) 契約形態・期間

定期借地権方式とします。

借地期間は15年以上25年以下とし、事業者からの提案を踏まえ協議により決定するものとします。なお、本期間は事業者による民間施設の建設期間及び解体・撤去期間期間を含むものとします。

(2) 土地の貸付料

年額2,200,000円を最低価格とし、事業者が提案する価格とします。

※その他任意提案エリアの貸付料は別途協議となります。

(3) 保証金

月額貸付料の18か月分相当額。

賃貸借契約終了後に、債権債務を相殺のうえ、無利息で返還します。

なお、月額貸付料が改定された場合でも保証金の増減は行いません。

(4) 権利金

無し

(5) 土地貸付料の改定

定期借地権設定後、地権者と協議の上、3年ごとに改定できるものとします。その改定基準は、長瀬駅周辺公示地価上昇率が定期借地権設定時との比較で、8%以上上昇した場合に、月額貸付料を5%から8%の範囲内で協議により改定することとします。

(6) 貸付料の発生開始月

土地の引き渡し日以降の契約によって定められた日から発生するものとします。

(7) 貸付料の支払方法

貸付料の支払は、貸付料の発生開始月から、町が定める期日・方法により月額（又は年額）の貸付料を支払うものとします。

(8) 借地権の譲渡・転貸

事業者は、書面による町の事前承諾を得ることなく、賃借権の譲渡または転貸を行うことはできません。

(9) 定期借地権の再設定

定期借地権の再設定は協議によるものとします。

(10) 期間満了時の取り扱い

全ての建築物とその他の工作物を撤去し、当該貸付地を町に返還することを原則とします。

8. 利活用上の条件

(1) 共通事項

- ① 貸付等開始日から令和6年3月31日までに事業計画に基づく事業を開始すること。
- ② 事業者の負担により施設の維持管理及び事業の運営を行うこと。
- ③ 樹木伐採や土地の造成（区画形質の変更）等を行うときは、町と事前に協議すること。
- ④ 建築基準法、消防法、埼玉県立長瀬玉淀自然公園条例等を遵守すること。
- ⑤ 事業実施及びその運営に当たっては、事前説明会の開催や事業実施期間中に適宜説明の場を設けるなど、地域住民に対しては誠実に対応し、円滑な環境を構築すること。
- ⑥ 原状復帰費用は事業者の負担とする。
- ⑦ 夜9時以降に花火を行うなど騒音を発生させ、周囲の住民に迷惑をかけないよう、運営管理を徹底すること。

9. 法的制限等

(1) 都市計画区域外における規制等

都市計画区域外における開発基準等についての詳細は、担当窓口（長瀬町企画財政課）又は長瀬町ホームページでご確認ください。

※企画提案の検討にあたって開発基準に疑義があれば、町の関係課と十分に確認を行ってください。

(2) 供給処理

① 上水

水道工事を行う場合は事業者自らの責任と費用負担により行ってください。但し、町の補助については、【6. 募集する提案内容など】に記載のとおりです。

【現況】

- ・ Dエリア東側入り口付近まで、40mm 管の水道管が敷設されています。当該管から25mm 管を連結し、Cエリア内までは直圧で引き込むことが可能と思慮されません。A、Bエリアに上水を引き込む場合は、別途ポンプや受水槽等を整備し、ポンプアップする必要がある見込みです。
- ・ プールで使用していた水道管は長瀬 1169-1 付近にポンプや受水槽を設置し、そこから100mm 管を引き込み延伸していました。水道管は現在も残存していますが、約30年程使用されておらず、使用可能かは不明な状況です。ポンプや受水槽は既に撤去されていますが、100mm 管の権利は保有しており、利用可能です。

② 下水

下水処理については、合併処理浄化槽を設置又は既存の下水管へ連結し、事業者自らの責任と費用負担により行ってください。但し、町の補助については、【6. 募集する提案内容など】に記載のとおりです。

【現況】

- ・下水道区域利用外であり、下水道利用の際は区域外申請が必要となります。
- ・Dエリア東側入り口付近まで下水管が敷設されています。
- ・事業エリア全体で下水道負担金が発生します。(1 m²あたり 660 円)

③ 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者自らの責任と費用負担により行ってください。但し、町の補助については、【6. 募集する提案内容など】に記載のとおりです。

【現況】

- ・Cエリアから北西約 50m の場所に高圧電柱が敷設されています。

④ ガス

火気の使用に関しては、消防法の届け等について町担当窓口にご相談してください。本施設は、都市ガスの供給エリア外に立地しています。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。但し、町の補助については、【6. 募集する提案内容など】に記載のとおりです。

(3) 地下埋設物等について

事業の支障となる地下埋設物等が、万一、存在した場合は、町及び土地所有者との協議事項とします。

(4) 看板等の設置や景観への配慮について

看板等を設置する場合、自然公園条例に基づく規制が適用されるほか、その色彩・形状について一定の配慮を求めることがあります。

(5) 敷地内道路について

敷地内にある町道及び赤道（機能喪失）についての取り扱いは、町担当窓口と協議が必要となります。

(6) その他

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜、関係法令を所管する窓口にご相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

10. 応募のスケジュール

(1) 募集要項の配布について

本要項については、令和4年5月31日(火)から令和4年8月31日(水)まで、本町ホームページからダウンロードしてください。

(2) スケジュール

募集及び選定のスケジュールは次のとおりです。

内容	日程
募集要項等の配布 (ホームページからダウンロードのみ)	令和4年5月31日(火)～ 令和4年8月31日(水)
事業者向け説明会・現地見学会(希望者のみ) ※参加申込書は6月16日(木)までに提出すること。	令和4年6月20日(月) 14時～16時
質問書の受付 ※質問に対する回答は7月6日(水)までに行います。	令和4年5月31日(火) 午前8時30分～ 6月28日(火) 午後5時00分
応募書類の受付期限	令和4年8月31日(水) 午後5時00分
書類審査(一次審査)結果通知	令和4年9月8日(木)
提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査(二次審査)	令和4年9月16日(金)
優先交渉権者の決定	令和4年9月22日(木)
土地賃貸借契約等の契約	令和4年10月頃
地域説明会の実施	令和4年10月頃
契約期間の開始、事業開始に必要な各種申請、事業の開始	令和4年10月頃

※各日程は、事務の都合により変更する場合があります。

(3) 事業者向け説明会及び現地見学

①事業者向け説明会・現地見学会の開催

事業者向け説明会と現地見学会を令和4年6月20日(月)に実施します。

参加申し込みは、6月16日(木)までに、様式集の「説明会・現地見学会参加申込書【様式1】」に必要事項を記入し、長瀬町企画財政課にEメールでお申し込みください。事業者向け説明会及び現地見学会は任意参加とし、現地集合・現地解散となります。

なお、カメラ等による撮影は認めます。ただし、個人情報等プライバシーに関する情報にご配慮ください。

※説明会及び現地見学会の参加の有無が審査に反映されることはありません。

②図面等の貸与及び複写について

設計技術者向けの参考図面等の貸与について、随時受け付けします。「参考図面等貸与申請書【様式3】」に記載された条件に同意のうえ、必要事項を記入し、長瀬町企画財政課へ提出してください。図面等は、1部しかないものが大半となりますので、利用後に速やかに返却してください。なお、図面等の複写については、本事業への活用に限り認めるものとします。

貸与図面以外に必要な資料の請求については、下記の各窓口へお問い合わせください。

- (a) 上水に関する問い合わせ
ちちぶ広域水道お客様センター 0494-25-5221
- (b) 下水に関する問い合わせ
皆野・長瀬下水道組合 0494-66-0747
- (c) 浄化槽に関する問い合わせ
秩父環境管理事務所生活環境担当 0494-23-1511
- (d) 電気に関する問い合わせ
具体的な問い合わせは事業内容決定後に別途問い合わせとなります。
- (e) 公図に関する問い合わせ
長瀬町税務会計課 0494-66-3111 (内線 113)
- (f) 道路に関する問い合わせ
長瀬町建設課 0494-66-3111 (内線 244)
- (g) ハザードマップに関する問い合わせ
長瀬町総務課 0494-66-3111 (内線 213)

(4) 質問及び回答

①面談による質疑応答

事業者向け説明会及び現地見学で質疑応答の時間を設けます。技術的な質問については即時回答しかねますので、質問書【様式2】により受け付けます。

②書面による質疑応答

令和4年5月31日(火)～6月28日(火)までを質問受付期間とします。質問書【様式2】による質問のみ受け付けます。質問書は、Eメールで長瀬町担当課へ送付してください。電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

③質問に対する回答の方法

質問に対する回答は本町ホームページで公表します。回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問はアイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。質問者の所属氏名等は公表しません。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

1 1. 参加申込み及び応募書類の提出

(1) 提出書類と期限等

下記の提出期限は**必着**となります。

提出書類	提出部数	提出期限
下記のとおり	正本1部 副本5部	令和4年8月31日(水) 午後5時00分

(2) 応募書類の提出

【様式4】～【様式9】に必要事項を記入の上、順番でファイルに綴じて提出してください。

プレゼンテーション当日において、プロジェクターは用意があります。パソコンなど使用する機器は提案者でご用意ください。

なお、プレゼンテーション用に使用するデータは、プレゼンテーションを円滑に進めるため、応募書類の内容を簡潔にまとめたものでも構いません。

(3) 応募書類の提出方法(必着)

長瀬町企画財政課まで持参又は郵送とします。郵送する場合は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに**必着**とします。郵送の場合には事前に郵送提出の旨を町担当まで連絡してください。

(4) 応募書類に使用する言語等について

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位としてください。

(5) 応募書類の差替えについて

応募書類等提出後の内容変更及び差替えは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると町が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

(6) 応募書類の返却について

提出された応募書類等は、返却しないものとします。

(7) その他

① 費用の負担

応募に必要な書類の作成、提出書類の取得等、一切の費用は応募者の負担とします。

② 本町が提供する資料等の取扱い

本町が提供する資料等は、本応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

③ 応募書類、その他応募者から提出された書類の取扱い

応募書類、その他応募者から提出された書類（以下、「応募書類等」という。）の著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類等の内容等については、審査結果の公表において、本町が必要と認める範囲で公表できるものとします。ただし、応募書類等に関して本町が知り得た事項のうち、応募者の権利、競争上の地位その他応募者の権利利益を害すると認められる等の理由により機密を要するものを除きます。

④ 書類審査（一次審査）

審査会を開催の上、提出のあった応募書類等について書類審査を行い、書類審査の結果については令和4年9月8日（木）に通知します。

1 2. 審査に関する事項

(1) 審査方法

最も適した優先交渉権者を、厳正かつ公正に決定するため、長瀬町提案型事業審査委員会が、提出された応募書類等について、別紙審査表に基づき審査を行い、最も得点が高い2者を選出します。

町は、その選考結果をもとに、優先交渉権者及び次点候補者を選定し、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議します。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとします。

①プレゼンテーションは提出した応募書類に基づき実施する。

②プレゼンテーションの時間は、1応募者あたり25分以内とする。

③プレゼンテーションの実施後、20分の質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。

⑤プレゼンテーションに必要なスクリーンは、本町で用意する。

※新型コロナウイルス感染症等の社会情勢により、プレゼンテーションはオンラインでの実施となることがあります。プレゼンテーションの実施方法の変更等については、一次審査通過者に対し個別に通知いたします。

(3) 審査結果の公表

審査の結果は全ての応募者に書面にて通知します。グループで応募した場合は、代表となる法人に通知します。なお、審査結果については、長瀬町ホームページにて公表します。

(4) 応募者が1者のみの取り扱い

応募者が1者のみであった場合も、本事業に係る業務は継続します。

(5) 欠格事項・禁止事項

- ① 応募者の複数提案を禁止する（1応募者1提案とする）。
- ② 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、町のヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。
- ③ 応募資格のないもの又は応募資格の取り消されたものが応募した場合は、応募を無効とする。
- ④ 応募書類の提出後、応募書類が本要項記載の要件を満たさないことが確認された場合は、応募を無効とする。
- ⑤ 町民の疑惑や不信を招くような行為があったと町長が認める場合、応募を無効とする。
- ⑥ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が町の職員に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め又は接触した場合は応募を無効とする。
- ⑦ 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- ⑧ 選定後において、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は①から⑦の事項に該当したことが明らかになった場合は、選定を取り消す場合があります。

13. 地域説明会

契約締結後、事業者は、提案事業の内容について地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、町と協議を行うこととします。

14. その他

- (1) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- (2) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、町の指示に従ってください。

15. 担当課・問合せ先

長瀬町 企画財政課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

電話 0494 (66) 3111

Eメール kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

コスモショア長瀬跡地等利活用事業 審査表

評価項目		詳細・着眼点	小項目 配点	大項目 配点
事業 実施能力	確実性・ 将来性	・業務実施体制や工程等、事業実施計画が適切に策定なされているか。 ・事業の実現性及び事業継続が十分に見込まれるか。	20	30
	調査	ターゲット設定や地域特性等の市場調査など、事業の実現に対して十分なマーケティングリサーチが行われているか。	10	
事業 内容	観光に 資する機能	・アウトドアの町のシンボルとして機能する提案となっているか。 ・町内の既存事業との差別化ができているか。	25	60
	地域連携に 資する機能	・自らの事業のみならず、地域の発展に積極的に貢献したいという意欲があるか。 ・地域活性化に資するアイデアを有しているか。	10	
	賑わい創出 に資する機能	・若者世代を中心に、多くの人が当該場所を訪れることで、町内の人流の活性化が見込まれる提案となっているか。 ・話題性のある事業提案となっているか。	25	
契約	賃借料について	設定された賃借料に対し、上積みの提案があるか。	10	10
計			100	100